

平成27年 行政不服審査法改正に伴う手数料の検討について

○手数料…国若しくは地方公共団体又はこれらの機関が特定の者のために提供する役務に対し、その費用を償うため、又は報償として徴収する金銭をいう。

→役務の提供に対し徴収されるもの。

↓
『特定の者のため』…特定の者が積極的利益を受けていることが明らか
な場合だけでなく、禁止を解除する行為も、これにより反射的利益を受けるものである
ので含まれる。

※特定の者の利益は、利益の発生の可能性があればよい。具体的利益を得ることを意味し、単に一般的抽象的に利益を与えるという程度では足りない。

↓
『特定の者のためにする事務』

【要件】

- ① 特定の者の利益を目的として行われる事務であること
- ② もっぱら行政上の必要性に基づいて行われる事務でないこと

○情報公開での写しの交付について

- 情報公開制度が県政を県民に説明する責務の一環であり、対話型行政における県民参加の基盤になる制度であることや17年間の運用実績を勘案し、請求・閲覧手数料は徴収せず、写しの交付に要する費用を引き続き徴収する。
- 写しの交付に要する費用に人件費を含めた場合は、手数料であり、条例で定めるべきとの指摘もあるが、人件費を含めた実費は一種の附合契約であると考えられることから、伺い定めで運用している。
- 本県では、情報公開における閲覧そのものに対しては、手数料を徴収していない。このことは不特定多数が無料で閲覧できる図書館のコピーサービス等と情報公開における写し等の交付に要する費用が、根本的に異なっていることを意味する。

本来、情報公開に必要な文書の検索やマスキング等は、閲覧に供するための作業であり、写し等の交付だけのために行うものではない。したがって、写し等の交付に要する費用にのみ人件費を含め徴収することは理論的ではない。むしろ、紙、磁気媒体等の物品を直接交付するという点に着目し、人件費を除いた直接経費(消耗品代、機器使用料)を徴収するべきである。

行政の適正な運営

・個人情報保護における自己情報の開示請求は、自己情報のコントロール権の前提であり、また、個人情報保護は行政の責務であるとの観点から、自己情報の開示請求に伴う写しの交付に要する費用に含まれる人件費については、情報公開制度と同様に一般財源で賄うこととする。